

## 第2節 海外における日本人への支援

### 1 海外における危険と日本人の安全

#### (1) 2025年の事件・事故などとその対策

2025年は、年間延べ約1,473万人<sup>(1)</sup>の日本人が海外に渡航し、2025年10月時点で約130万人の日本人が海外に居住している。このような海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

邦人出国者数の回復、世界情勢の流動化などを背景に、海外において邦人が様々なリスクに遭遇する可能性が高まっていることを踏まえ、あらゆる形態の邦人保護に臨機応変に対応するため、2025年8月に領事局内の体制を再編し、海外邦人緊急事態課と海外邦人安全支援室を新設した。テロを含めた緊急事態対応や各国・地域の危険情報の発出を海外邦人緊急事態課が、個別の邦人に対する一般邦人援護と海外安全対策の広報・啓発を海外邦人安全支援室が担当する。

2020年以降、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していなかったが、2024年4月にカラチ（パキスタン）において日本人1人が負傷する襲撃事案が発生したほか、2025年も各地で多くのテロ事件が発生した。欧米等での主なテロ事件としては、ニューオーリンズ（米国）での車両による襲撃事件（1月）、ベルリン（ドイツ）、ミュルーズ（フランス）、フィラハ（オーストリア）での刃物による襲撃事件（2月）、パハルガム（インド）での銃撃事件（4月）、ビーレフェルト（ドイツ）での刃物による襲撃事件（5月）、マンチェスター（英国）

における教会襲撃事件（10月）などが挙げられる。また、中東では、イラン、シリア、アフガニスタンを中心に、南西アジアではパキスタン、インド、アフリカでは、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、モザンビークなどにおいても多くのテロ事件が発生した。

近年、イスラム過激派の活動は世界各地に拡大しており、多くの日本人が渡航・滞在する欧米やアジアでもテロが発生している。現地で生まれ育った者がインターネットなどを通じて過激思想に感化され実行するテロ（ホーム・グロウン型）や、組織とのつながりが薄い単独犯によるテロ（ローン・オフエンダー型）、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）におけるテロが引き続き多く発生している。また、欧米では特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）を始めとして極右・極左主義者による暴力的な活動も活発になっている。

2025年も世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件、交通事故、登山中の事故などが発生し、支援を行ってきた。

自然災害は世界各地で発生しており、地震、台風、ハリケーン、大雨、山火事などでは大きな被害が出た。多数の死傷者が発生したミャンマー中部での大地震（3月）では、日本人1人も犠牲となり、ご家族の支援などを行った。

中東では、イスラエルとイラン間での攻撃の応酬の激化を受け、両国の危険レベルを引き上

(1) 出典：出入国在留管理庁

げるとともに、政府が手配したバスによりイスラエル及びイランからの日本人の出国を支援した（6月）。これは、初の2か国同時での陸路退避オペレーションであり、邦人など計128人が退避を完了した。

これら緊急事態発生時に、外務省では、現地公館の初動体制を整え、邦人援護活動に速やかに従事するため「海外緊急展開チーム」（Emergency Response Team：ERT）を派遣している。ERTは、2013年1月にアルジェリアで発生した邦人に対するテロ事件を受けて設置され、テロ事件や大規模事故・自然災害等に邦人が巻き込まれた、又は巻き込まれることが懸念される緊急事態発生時に派遣している。2025年には、ミャンマー中部での大地震（3月）や、イスラエルとイラン間の交戦激化（6月）などの際に、ERTメンバーを派遣した。

また、地域情勢に応じ、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出した。

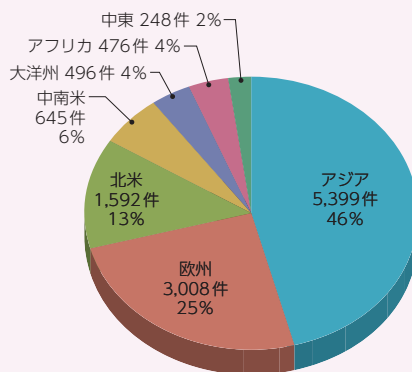
外務省は、感染症など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞に関する注意喚起を行っている。

2025年には、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の新たな症例が報告されたほか、世界各地で麻しんが流行し、中東では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が報告された。また、デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症といった蚊が媒介する感染症が中南米、アジア及びアフリカを中心に流行した。

## （2）海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2024年に対応した日本人の援護人数は、延べ10,287人、援護件数は1万1,864件であった。このような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、日本人への各種支援や出入国・治安関連などの情報発信をきめ細かな形で実施した。

### 2024海外邦人援護統計



出典：2024年版海外邦人援護統計

具体的には、「海外安全ホームページ」で各国・地域について最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期渡航者などに対して、渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールやLINEで配信している。



3か月未満の海外渡航者向け「たびレジ」と、3か月以上の海外滞在者向け「在留届」を、俳優の石田ひかりさんと森高愛さんが紹介



（動画）

[https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf\\_moW4](https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf_moW4)



（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



（在留届）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

## 特集

SPECIAL  
FEATURE海外での緊急事態に備える！  
— 邦人保護に関する外務省の取組と他国との協力 —

海外に滞在する日本人の生命、身体を守ることは、日本政府の最も重要な任務の一つです。なかでも、危険にさらされている日本人の安全な場所への退避支援は、外務省にとって大きな責任を伴う業務であり、常日頃から準備を行っています。加えて、昨今では自国民の退避における他国との連携強化にも取り組んでいます。

最近の退避支援の例として、6月にイスラエル・イラン間の攻撃の応酬が激化した際の対応があります。日本政府は、イスラエルから25人、イランから103人の邦人及びその家族等について、陸路による隣国への退避支援オペレーションを二つ同時に実施しました。退避した方々からは、「迅速で丁寧な対応に心から感謝しています」など、多くの感謝の言葉を頂きました。

海外での重大な緊急事態の場合、外務省は「海外緊急展開チーム（Emergency Response Team：ERT）」要員を現地へ派遣し、大使館・総領事館の体制を強化します。普段は本省や世界各国にある在外公館で勤務しつつ、緊急時には領事、語学、医務、プレスの専門家として現場に駆け付けるため、ボランティアで登録しているERT要員が外務省内に100人以上います。彼らは「困っている人を助けたい」という強い思いで、高い緊張を強いられる最前線の過酷な現場において邦人保護に取り組んでいます。

外務省は、ERT要員等の訓練等を、防衛省・自衛隊、大使館などとも一緒に行っているほか、海外で他国と協力して合同訓練を行うことで、緊急事態への対応力を高めています。

また、2024年以降、韓国及びオーストラリアと海外における自国民保護に関する協力覚書を取り交わすことを通じて、邦人保護のための協力関係を強化しています。これは、スーダンやイスラエル等からの自国民の退避における日韓協力や2024年5月のフランス領ニューカレドニアからの退避において、オーストラリアの航空機で日本人が退避した経験を契機として、こうした緊急事態における協力を更に円滑に推進することを目指しています。

国際関係が複雑に絡み合う今日、自国民保護における国際協力は一層重要性を増しています。「困ったときはお互い様」の精神で他国と協力ができれば、自国から離れた場所で生じた緊急事態にも、より迅速で効果的な対応が可能となります。今後も外務省は、国際情勢の変化に対応しつつ、各国との協力関係を更に強化しながら、海外に滞在する日本人の保護に万全を期していきます。



イスラエルから退避する様子（在ヨルダン日本国大使館員が撮影）



協力覚書に署名した岩屋外務大臣とウォン・オーストラリア外相（9月5日、東京）

「たびレジ」の登録及び在留届の提出を促進するため、広報活動にも積極的に取り組んでおり、旅券事務所や市町村窓口で広報資料を配布したほか、外務省公式YouTubeを含めたSNSや空港での広報ツールを活用した広報を実施している。海外旅行者を含む事業者に向けては、海外渡航者のデータを一括で登録することができる「たびレジ」連携インターフェイスを提供し、活用を呼びかけている。9月には「ツーリズムEXPOジャパン」(名古屋)にブースを出展し、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2025年10月時点で累計1,210万人を突破した。

また、外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2025年は、外務省主催の海外安全対策セミナーをオンライン・対面で実施した(在外公館で11回、国内で7回)ほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師として講演を行った。また、音声プラットフォーム「Voicy」を通じて定期的に海外安全情報の配信も行った。

さらに、日本企業・団体関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を国内外で実施した(国外ではインドネシアで開催)。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

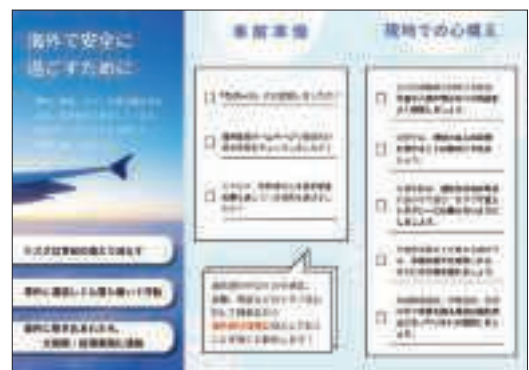
加えて、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業などへの啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を海外進出企

業や全国のパスポートセンターに送付したほか、LINEサービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージを引き続き推進した。

また、海外渡航する日本人を対象として、事件などに遭遇するリスクを下げるための留意点や、外務省が提供する安全情報、万が一巻き込まれた場合の対応、緊急連絡先を取りまとめた「海外渡航の安全対策」リーフレットを新たに作成し、海外安全ホームページで公開したほか、企業関係者などに配布した。



海外安全対策フライヤー(表面)



海外安全対策フライヤー(裏面)

海外に渡航する日本人留学生に関して、2025年は、外務省主催の海外安全対策セミナー(教育機関向け)を対面・オンラインで実施した(国内で2回)ほか、外務省員が大学などにおいて対面・オンラインでの安全対策講座を実施している。また、留学生向けの雑誌やイベントを通じて、在留届や「たびレジ」の広報を実施した。今後も引き続き、学生の海外における安全対策の意識向上や学校関係者の危機管

理体制構築支援に努めていく。一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関、教育機関、留学あっせん組織及び留学生をつなぐ取組を進めている。

海外で活躍する民間企業・団体に関しては、官民間で相互の情報交換、意見交換を深め、海外における邦人の活動に際してのより安全な環境整備を図ることを目的として「海外安全官民協力会議」本会合、幹事会及び「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」本会合を開催した。政府としては、今後も団体・関連省庁との

連携をより一層強化し、中堅・中小企業が目線に立った海外安全情報の発信や支援策の実施に努めていく。

また、海外渡航者が増加する時期に先立ち、年3回、旅行業関係者と領事局関係者が集い、トラベルエージェンシー連絡会を開催している。直近の各国情勢を踏まえ、渡航時に留意すべき事項や実際に発生した事案等を共有するなど、関係者間で情報交換と認識の統一を図っている。邦人海外渡航者の一層の安全確保に向け、引き続き安全・安心な海外旅行のための環境の整備に官民一体となって取り組んでいく。

## 2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

### (1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進

#### ア 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員への対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を実施しており、2025年1月にも151公館において調査を実施した。アンケートで寄せられた利用者の声を真摯に受け止め、利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく。

#### イ デジタル化の推進

外務省は、利用者の利便性向上及び領事業務合理化の観点から、領事サービスのオンライン申請及び領事手数料のオンライン決済を導入し、その対象を拡充してきており、これにより

#### ■ 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査結果

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>



窓口への往訪回数減少などの成果が見られている。これを踏まえ、2025年3月24日からは、戸籍電子証明書提供用識別符号を利用し、国内外で新規旅券のオンライン申請時及び在外公館への身分事項の証明申請時に、これまで申請者が本籍地市区町村から取り寄せていた戸籍謄本の添付を原則不要とし、更に利便性が向上した。外務省としては、領事業務のデジタル化を通じて、邦人保護といった「人」による対応が不可欠な業務に領事担当官が専念できる環境を整備することで、領事実施体制を強化していく。

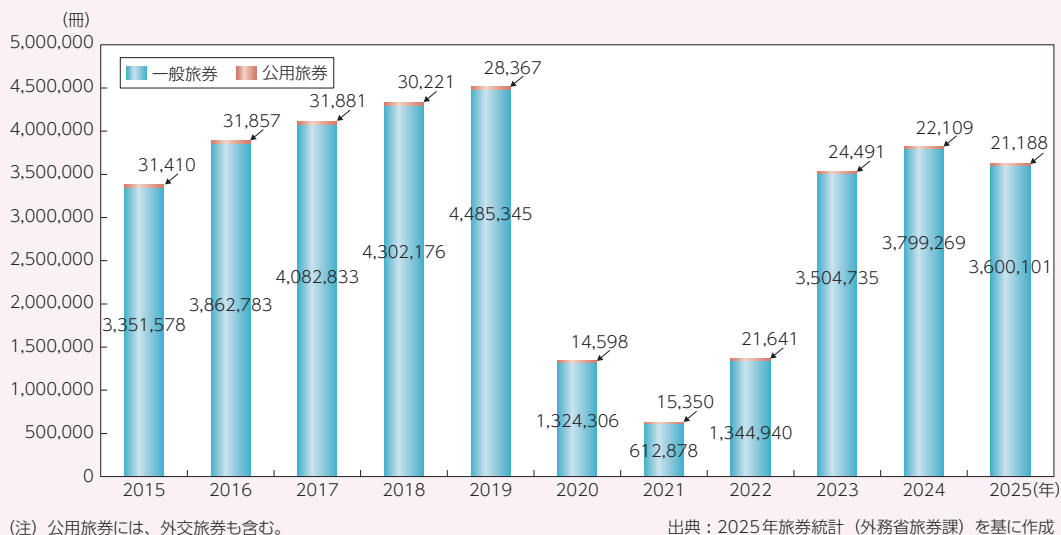
### (2) 旅券(パスポート):信頼性の維持と利便性向上・業務効率化

2025年の旅券発行数は約362万冊で、2024年比約5%減であった。新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)流行終息後、日本人の海外渡航者数の増加に伴い、旅券申請数も回復傾向であるものの、新型コロナ流行下以前の水準には達していない(新型コロナ流行下前の2019年は約449万冊発行)<sup>(2)</sup>。

旅券発給に関しては、2025年3月24日から、

(2) 出典：日本政府観光局(JNTO)

## ■ 旅券発行数の推移



新規申請・切替申請のいずれもマイナポータルからのオンライン申請、オンライン納付の利用が可能となった。あわせて、戸籍情報のシステム連携が開始したことで、紙媒体での戸籍謄本の原本提出が省略可能となり、申請者にとっての利便性が大幅に向上した。なお、国外においても、オンライン在留届のシステム（ORRネット）からの旅券申請が可能となっている。こうしたオンライン申請の対象拡大により、同3月24日から同年年末までの総申請数に占めるオンライン申請の割合は、約44%と大幅に増加した。

また、同3月24日の申請受理分から、独立行政法人国立印刷局での集中的な作成を開始した。この「2025年旅券」では、顔写真ページがプラスチック製になり、レーザーで印字・印画することにより、偽造・変造対策が大幅に強化されている。

他人になりすます方法によって旅券を不正取得する事案は引き続き発生しており<sup>(3)</sup>、対面での交付などを通じた本人確認や顔認証技術を用いた写真照合などによる、不正取得防止対策の更なる強化にも努めた。

引き続き、国際民間航空機関（ICAO）が定

める国際標準を踏まえつつ、旅券の信頼性の維持、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

### (3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出の届出と同時に市区町村選挙管理委員会の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請することが可能となり、手続の簡素化が図られた。2024年7月には、申請に係るデータを在外公館と市区町村選挙管理委員会との間で直接送受信する取組が始まり、これにより在外選挙人証の交付手続の大幅な迅速化が図られた。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。7月には、第27回参議院議員通常選挙の実施に伴い、18回

(3) 2020年は3冊、2021年は3冊、2022年は3冊、2023年は5冊、2024年は2冊、2025年は3冊のなりすまし不正取得事案を把握

■ 在外選挙

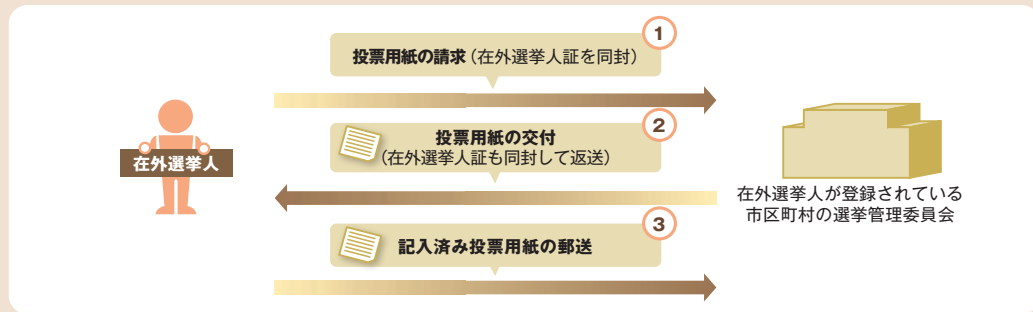
**ア 在外公館での投票**

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



**イ 郵便での投票**

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



**ウ 日本国内での投票**

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

目となる在外公館投票を232公館・事務所で実施した。2026年においても、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

**(4) 国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付**

デジタル化の進展に伴うマイナンバーカードの普及及び利用の促進のため、2024年5月27日から、国外転出時に市町村で手続を行うことでカードの国外継続利用ができるほか、そのよ

うな手続をせずに出国した場合でも、市町村又は在外公館宛てに郵送等で申請を行うことで、在外公館などで新たにカードを受領することが可能となる。同カードの更なる利用促進について、外務省は、関係省庁と連携しながら引き続き検討を進めていく。

**(5) 海外での日本人の生活・活動に対する支援**

**ア 日本人学校、補習授業校**

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省は、日

本国憲法の精神及び2022年に成立・施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づき、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省などと連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師・講師謝金、安全対策費などへの支援）を行っており、また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

### 1 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、領事メールなどを通じ、広く提供している。また、在外公館ホームページでは、日本語が通じる現地の医療機関についての情報を提供しているほか、在外公館で勤務する医務官が現地で収集した情報を「世界の医療事情」として外務省ホームページに掲載している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、巡回医師団を派遣している。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策については、引き続き、国内NPOと連携しながら海外

の個別案件にきめ細かく対応しているほか、一部の国では、海外でDV被害に遭われている方が現地のDV被害者支援団体に日本語で相談できる体制を整えている。また、2025年6月に開催された内閣府主催第2回「孤独・孤立に関する駐日大使会合」に、宮路拓馬外務副大臣が出張先から「分身ロボット・OriHime」<sup>(4)</sup>を使ってオンラインで出席し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」の実現に向けて、国内外で理解の増進を図っていきたくと挨拶を行った。

### 2 その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、在留邦人が滞在国内の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州に対して、手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

## 3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住は、明治元年（1868年）のハワイへの渡航に始まり、現在では北米・中南米を中心として、全世界に約500万人の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与し、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は独立行政法人国際協力機構（JICA）

と共に、約310万人の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行うなど、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

また、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人や次世代を担う若い日系人を日本に招へいするプログラムが

(4) 外出困難な方でも社会参加できるよう開発された遠隔操作ロボット。本会合では宮路外務副大臣から、「分身ロボット・OriHime」について紹介し、こうした技術の進展は孤独・孤立対策における新たなアプローチの一つとして重要であると言及した。

実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に現地日系人との懇談の機会を設けるなど、各国の日系社会が日本とのつながりを維持・強化できる機会を積極的に設けていくことで、日系人との関係強化を図っている。

2025年9月には、日本で第65回海外日系人大会が開催され、岩屋外務大臣は歓迎レセプションを主催し、大会に参加した様々な世代の日系人と懇談を行った。今後も日系社会との連携を強化していく考えである。

## 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2025年12月末時点、日本を含む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の双方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2025年12月末までの11年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める事案での援助申請を461件、子との交流を求める事案での援助申請を212件、計673件の申請を受け付けた。日本に連れ去られた子の返還が求められた事案のうち85件において子の

返還が実現し、62件において返還しないとの結論に至った。外国に連れ去られた子の返還が求められた事案については、85件において子の返還が実現し、49件において返還しないとの結論に至った。

外務省は、幅広い層へハーグ条約を周知するため、海外における邦人向けの啓発セミナーや、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けのセミナーを実施するなど、広報啓発活動に力を入れている。

また、2025年10月には、ロンドンで英国の法曹関係者向けのセミナー「Japan and the 1980 Hague Convention : The Reality of Implementation and Civil Code Amendments」を開催するなど、日本がハーグ条約を着実に実施していることを国外の関係者に周知するための活動も行っている<sup>(5)</sup>。

(参考) ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数 (2025年12月末時点)

	返還 援助申請	子との交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	239	159
外国に所在する子に関する申請	222	53

(5) ハーグ条約に基づく援助の内容や国内外への広報活動については、1980年ハーグ条約と日本の取組に関する外務省ホームページ参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



## コラム

## COLUMN

## ハーグ条約：親子に寄り添う条約実施

外務省ハーグ条約室は、ハーグ条約における日本の「中央当局」として、様々な事情でやむを得ず片方の親と子が国境を隔てて暮らす場合に、双方の親が自ら問題を解決できるよう支援しています。その際に重視しているのは、両親の関係から最も影響を受ける立場にある子の利益を優先に考えることです。

子の連れ去りや子との交流に関する問題を解決するためには、両親が話し合い、できる限り友好的な解決を図ることが子の福祉の観点から重要です。そのため、ハーグ条約室では、当事者間の連絡仲介を行ったり、協議のあっせんを行う裁判外紛争解決手続（ADR）機関を紹介し、その費用を負担したりしています。協議のあっせんとは、公正中立な第三者である弁護士や臨床心理士などのあっせん人が、双方の親から話を聞いて主張を確認し、誤解がある場合にはそれを解くなどして和解による解決を目指す制度です。

また、ハーグ条約室では、離れて暮らす親と子の交流を実現するため、双方の親の意思が一致した場合、民間の親子交流支援団体を紹介し、その費用を負担しています。支援団体は、交流の当日に一方の親から子を引き取ってもう一方の親に合わせ、その後交流の現場に付き添うことで親や子の不安をやわらげ、しばらく会っていない親子でも交流が円滑に行えるよう支援します。また、外国に暮らす親と日本にいる子がオンラインでの交流を希望する際、支援団体の職員がオンライン上で同席する「ウェブ見まもり交流」も利用できます。その場合は、支援団体の職員が子の表情や言動を観察しながら、子が安心して交流できるようサポートします。

ハーグ条約室が扱ったケースの中には、前述のような支援を利用して、子が元いた国に戻るための合意が成立したものや、外国に暮らす親と日本に住む子との交流が長きにわたり行われたものもあります。あるケースでは、まず、父母間でADR機関を利用した話し合いが行われ、通訳の助けも得ながらあっせん人を介した話し合いを重ねた結果、父母間で「親子交流支援団体を利用して、離れて暮らしている親が子と交流を行う」との合意が成立しました。その後、支援団体の協力の下、外国に暮らす親と日本にいる子との間で交流が行われました。親子は長い間会っていなかったため言葉が通じにくい状況でしたが、職員の助けを借りながら共通の趣味の話をするなど、和やかな交流が行われました。子が親の住む国へ渡航する計画を話し合うなど、その後交流が続いていく可能性もうかがえました。



上記は、ハーグ条約室によるきめ細かな連絡仲介などの支援を通じ、親子の交流が実現したケースです。家庭問題は複雑であり、全てのケースで支援が成果につながるわけではありませんが、ハーグ条約室には、児童心理やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援などの専門家もおり、ケースごとに親子に寄り添った支援を提供できるよう努力しています。